寄託者様各位

2026年11月9日
日新冷蔵庫株式会社

改正標準冷蔵倉庫寄託約款への移行のご連絡（再）

貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社では、2026年2月5日付で、寄託者の皆様に「改正標準冷蔵倉庫寄託約款への移行のご連絡」をお送りいたしました。

国土交通省において、標準冷蔵倉庫寄託約款の改正が行われ、2026年4月1日より施行されました。これは制定から60年以上が経過し、その間の時代の変化や、民法・商法の改正に伴い、実態に即していない点や、新たに生じた課題に対応できていない点が顕在化したため、改正されたものです。

皆様ご存知のように、営業冷蔵倉庫（営業倉庫）は、倉庫業法により倉庫寄託約款を定め、その実施前に国土交通大臣に届け出ることとされています。ただし、国が定める標準寄託約款と同一の約款を定めた場合は、届出をしたものとみなされます。

従いまして、2026年4月1日以降、標準寄託約款に基づく寄託契約については、この改正標準冷蔵倉庫寄託約款を適用しておりますので、ご承知おきください。

また、先般の豪雨及び地震を踏まえ、今後想定される南海トラフ地震への備えとして、災害時の取扱いについて改めてご案内申し上げます。自然災害その他約款に定める事由により、貨物の保管又は入出庫に支障が生じた場合、これに伴い直接又は間接に生じた損害の取扱いは、当該寄託契約に適用される約款及び個別のお取り決めによります。

なお、改正約款については下記の方法にてご確認ください。

記

・改正標準冷蔵倉庫寄託約款の確認方法

１）弊社ホームページにリンク掲載（https://nisshin-reizouko.co.jp/）
２）国土交通省ホームページ内（標準冷蔵倉庫寄託約款）
３）一般社団法人日本冷蔵倉庫協会ホームページ内

2026年4月1日以降の入出庫等については、改正約款を適用しております。2026年3月31日からの繰越在庫についても、同年3月末日までに不同意のご連絡があった在庫を除き、改正約款を適用する取扱いとしております。ご連絡がない場合は、ご同意いただいたものとみなす旨を、前回のご案内でお知らせしております。

ご理解の上、引き続きご愛顧のほど、謹んでお願い申し上げます。

以上